

総務省消防庁通知・通達

平成29年7月から平成30年1月までに総務省消防庁から出された通知通達のうち、危険物の規定等に関係のある主なものは以下のとおりです。

① 廃油処理施設等における事故防止対策の徹底について

(平成29年7月4日付け消防危第148号：消防庁危険物保安室長)

平成29年3月17日に茨城県稲敷市の廃油処理施設（危険物製造所）で火災が起き、死者1人が発生する重大事故となりました。火災の原因については今なお究明が行われているところですが、当該事業所においては、設備及び取扱い工程を無許可で変更し、この変更箇所において危険物が流出したところに、フォークリフトのエンジン部分が着火源となり、火災に至ったものと推定されています。

これに伴い、同種事故の再発を防止するため、危険物施設である廃油処理施設又はこれに類する施設（貯蔵施設等）の所有者等に対し、適時適切な事故防止対策の徹底が図られました。

② 「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法について（通知）」の一部改正について

(平成29年12月15日付け消防危第205号：消防庁危険物保安室長)

強化プラスチック製二重殻タンクの設置に適した施工方法として、砕石基礎を用いる場合の施工方法については、「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法について（通知）」(平成8年10月18日付け消防危第127号)により示されているところです。

近年、FF二重殻タンクの内殻が破損又は変形する事例等が散見されており、平成27・28年度に、危険物保安技術協会において「FF二重殻タンクの破損要因に関する検討委員会」が開催され、調査検討が行われました。

当検討委員会の指摘を踏まえ、今般127号通知を改め、タンク内に水を張る場合の留意事項及び施工管理記録簿の作成について追記等することとされました。

③ 移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果及び危険物の移送等における保安確保について

(平成30年1月25日付け消防危第14号：消防庁危険物保安室長)

「移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について」（平成29年9月15日付け消防危第186号通知）により実施した移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施結果について取りまとめられ、あわせて危険物の移送等における保安の確保のための留意事項について取りまとめられました。